

2004年 9月 13日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

日本医療労働組合連合会
委員長 田中 千恵子

塩化カリウム等の静注事故に関する要請

医療事故をなくし、安全な医療を実現することは、医療労働者と患者・国民の切実な緊急課題です。

多くの医療機関、医療労働者は医療事故をなくそうと、日々、努力と緊張を続けています。しかし、残念ながら、死亡事故が相変わらず続いていることに、断腸の思いです。

特に最近、高濃度カリウム製剤等の静注による死亡・重大事故が続いています。二度と同じ過ちが繰り返されないようにするため、国が責任をもって、再発防止策を強化されるよう強く求めるものです。

記

1. 高濃度カリウム製剤や10%キシロカインなど、人体への影響が大きい製剤については、品名を特定して、病棟・外来等の在庫を禁止するとともに、立ち入り調査等も含め、一掃のための特別の手立てをとること

1. 看護職員による静注については、安易な業務拡大で安全が阻害されることのないよう、特に人体への影響の大きい製剤について、看護職員の業務範囲から除外すること。また、薬剤等安全に関する教育・研修体制を整備すること

1. 病棟薬剤師の配置や調剤業務の薬剤師・薬剤部における施行（看護職員等による調剤業務の原則禁止）など、調剤に関わる医療事故防止策を抜本的に強化すること

1. 製薬メーカーを指導し、三方活栓に接続できない製品への切り替え等の措置を緊急に講ずること

1. 死亡・重大事故が続発している製剤については、代用薬の開発などの措置を検討・具体化していくこと

1. これらの措置を確実に実行に移すため、製薬メーカーや医療機関任せにせず、安全な製剤・機器への切り替えに対する指導の徹底や医療機関に対する安全のコスト保障などを具体化すること

1. 看護職員等の超過密労働を改善し、安全のための確認作業や研修等を保障するため、人員配置基準を改善すること。病棟薬剤師の配置など、薬剤師の配置基準を見直すこと

以 上